○国土交通省令第八十五号

都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第五十三条第一項の規定に基づき、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年九月二十日　　国土交通大臣　太田　昭宏

都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成二十四年国土交通省令第八十六号）の一部を次のように改正する。

別記様式第五を次のように改める。

様式第五（第四十一条関係）（日本工業規格Ａ列４番）

（第一面）

低炭素建築物新築等計画認定申請書

年　月　日

所管行政庁　　殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称　　印
代表者の氏名

都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第１項の規定により、低炭素建築物新築等計画について認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

【申請の対象とする範囲】

□建築物全体
□住戸の部分のみ
□建築物全体及び住戸の部分

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	認定番号欄	決裁欄
年　月　日	年　月　日	
第　　号	第　　号	
係員印	係員印	

（注意）

１．この様式において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。
①一戸建ての住宅　一棟の建築物からなる一戸の住宅で、住宅以外の用途に供する部分を有しないもの
②共同住宅等　共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅
③非住宅建築物　住宅以外の用途のみに供する建築物
④複合建築物　住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物
２．申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
３．申請者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。
４．【申請の対象とする範囲】の欄は、一戸建ての住宅、非住宅建築物又は共同住宅等若しくは複合建築物の全体に係る申請の場合には「建築物全体」に、共同住宅等又は複合建築物の住戸の部分のみに係る申請の場合には「住戸の部分のみ」に、共同住宅等又は複合建築物の全体及び住戸の部分の両方に係る申請の場合には「建築物全体及び住戸の部分」に、「Ｖ」マークを入れてください。

（第二面）

低炭素建築物新築等計画

１．新築等をしようとする建築物の位置、延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積に関する事項

〔建築物に関する事項〕

【１．地名地番】
【２．市街化区域等】□市街化区域 □区域区分が定められていない都市計画区域のうち用途地域が定められている土地の区域
【３．敷地面積】　　㎡
【４．建築面積】　　㎡
【５．延べ面積】　　㎡
【６．建築物の階数】　（地上）　　階　（地下）　　階
【７．建築物の用途】□一戸建ての住宅　□共同住宅等 □非住宅建築物 □複合建築物
【８．建築物の住戸の数】 建築物全体　　戸 認定申請対象住戸　　戸
【９．工事種別】□新築　□増築　□改築 □修繕又は模様替 □空気調和設備等の設置　□空気調和設備等の改修
【10．構造】　　造　一部　　造
【11．建築物の構造及び設備の概要】 別添設計内容説明書による
【12．該当する地域区分】　　地域
【13．建築物全体のエネルギーの使用の効率性】 １．一次エネルギー消費量に関する基準 □基準一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年 設計一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年 □特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法及び計算結果 （　　）